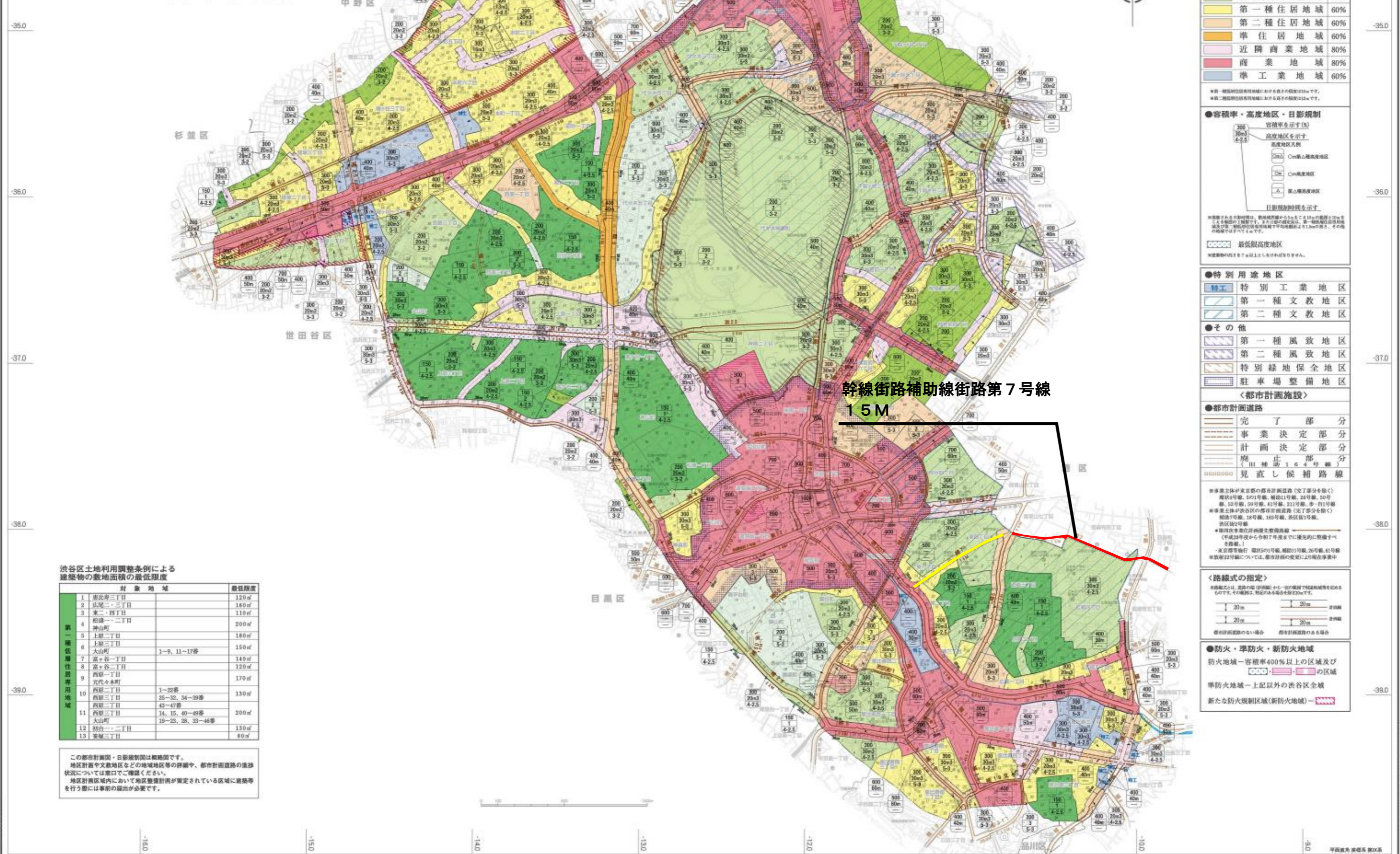


東京都市計画道路 幹線街路補助線街路第7号線 (渋谷区決定)  
総括図

渋谷区都市計画図  
・日影規制図  
令和3年3月5日施行



凡例

<地域地区>

●用途地域	建ぺい率
第一種低層住居専用地域	60%
第二種低層住居専用地域	60%
第一種中高層住居専用地域	60%
第二種中高層住居専用地域	60%
第一種住居地域	60%
第二種住居地域	60%
準住居地域	60%
近隣商業地域	80%
商業地域	80%
準工業地域	60%



●特別用途地区

- 特工業地区
- 第一種文教地区
- 第二種文教地区

●その他

- 第一種風致地区
- 第二種風致地区
- 特別緑地保全地区
- 駐車場整備地区

●都市計画道路

- 完了部分
- 事業決定部分
- 計画決定部分
- 廃止部分 (旧線路3&4号線)
- 見直し候補路線

●防火・準防火・新防火地域

防火地域—容積率400%以上の区域及び

準防火地域—上記以外の渋谷区全域

新たな防火規制区域(新防火地域)

渋谷区土地利用調整条例による建築物の敷地面積の最低限度

対象地域	最低限度
1 東北海三丁目	120㎡
2 広尾三丁目	180㎡
3 東二丁目	110㎡
4 船橋一丁目	200㎡
5 上原二丁目	180㎡
6 上原三丁目	150㎡
7 富ヶ谷一丁目	140㎡
8 富ヶ谷二丁目	120㎡
9 富ヶ谷三丁目	170㎡
10 西原二丁目	3-22番
11 西原三丁目	25-32, 34-39番
12 西原一丁目	45-47番
13 西原三丁目	14, 15, 40-49番
14 西原二丁目	19-25, 28, 33-46番
15 西原三丁目	80㎡

この都市計画図・日影規制図は簡略図です。地区計画や文教地区などの地域地区等の詳細や、都市計画道路の進捗状況については窓口でご確認ください。地区計画区域内において地区整備計画が決定されている区域に開発等を行う際には事前の届出が必要です。